

コロナ禍における緊急的な大学等授業料への財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、大学等に通う学生の生活に深刻な影響を及ぼし、アルバイト収入や仕送りの減少により、授業料や生活費の支払いが困難になる学生が少なくありません。

文部科学省の調査によると、全国の大学等において、昨年4月から10月までに約5,000人もの学生が、新型コロナウイルス感染症の影響により中退・休学していることが明らかになっています。

国においては、アルバイト収入が大幅に減少した学生に対し、最大で20万円の給付金を支給するなどの支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、経済的に困窮し、中退・休学する学生の増加が危惧されています。

大学等においても、経済的に困難な学生を支援するため、授業料の納付猶予・分納・減免のほか、現金給付や学習機材の貸与等、独自の支援が行われているところであり、学ぶ意欲のある若者が、経済的理由により修学を断念することがないように、学生及び学生を経済的に支える大学等に対し、より一層の支援が求められています。

よって、国におかれましては、大学等授業料への財政支援を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 学生への独自の支援を行っている大学等に対し、行った支援に見合う財政支援を行うこと。
- 2 経済的に非常に困窮している学生に対し、支援制度の周知徹底に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月28日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣